

外国人労働者受入拡大の見直しを求める意見書

(発議第1号・原案否決)

政府は労働の担い手を生み出す事を目的に、平成26年4月4日「建設分野における外国人材の活用に係る緊急措置を検討する閣僚会議」を開催し、外国人の受け入れを拡大させる緊急措置を決定した。緊急措置の内容については外国人技能労働者の受け入れ期間を2年延長し最長5年とし、3年間の技能実習を受けた外国人労働者(実習生)を企業に継続して2年間雇用することを認める時限措置である。

この外国人技能実習制度とは発展途上国などに対し経済発展や産業振興の担い手となる人材の育成を目的に、我が国の技能・知識・技術を習得してもらうもので、そもそも人手不足解消の制度ではない。しかし、これまでの運営実態をみると、制度の本旨を逸脱して単純労働者(臨時の安価な労働力)の受け入れ事業となってしまうっており、労働関係法令違反や外国人技能実習生の人権侵害といった問題事例も多発している現状にある。

また、介護分野への拡大や国家戦略特区を用いた外国人家事支援人材の受け入れも検討されている。介護分野については、意思疎通の欠如により不測の事態を招くことがないように日本語によるコミュニケーション能力向上は必要不可欠であり、認知症対策などこれまで以上に対応は複雑化している。

家事支援分野については、家庭内という閉鎖された場所であることから差別や虐待があっても表面化しにくい等の問題があり、ILOによる「家事労働者条約」では、国際的には家事労働者の人権問題が進められているものの、我が国は関連条約の批准さえ出来ない状況であり、慎重な対応が求められる。

こうした実態に鑑みれば、我が国の労働力不足を理由として拙速に外国人技能実習制度の拡大を図るのではなく、まずは研修生の権利保護・失踪防止など制度の適正化と国際的に通用する人権保護に向けた法整備や対策こそ講じるべきである。

以上のことから外国人労働者受け入れ拡大に係る制度改正には、解決すべき課題が多いことから、慎重な対応をされるよう見直しを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年10月3日

青 森 県 議 会

東日本大震災からの復旧・復興のための財政支援の継続等を求める意見書

(発議第2号・原案可決)

未曾有の被害をもたらした東日本大震災からの復旧・復興に当たっては、「被災地の復興なくして北海道・東北全体の再生・発展はない」との熱い想いで、発生直後から北海道・東北が一丸となり、この3年半全力で取り組んできたところである。

現在、被災地においては、東日本大震災復興交付金や震災復興特別交付税などの国からの特例的な財政支援により、復興に向けた本格的なインフラ整備や新たなまちづくりが加速しているが、市街地再生や住宅再建、原発の汚染水対策など、今なお多くの課題が残されている。

このように、復旧・復興事業は膨大かつ長期にわたるため、今後、被災地が真の復旧・復興を果たすには引き続き国の財政支援が必要であるが、集中復興期間が平成27年度までとされており、それ以降、復旧・復興関連予算については見通しが立っていない状況である。

復旧・復興関連予算の特例的な財政支援が継続されない場合には、復旧・復興事業を含めた社会資本整備事業は通常予算で実施することになり、被災地のみならず北海道・東北全体の発展に多大な影響を及ぼすものと懸念される場所である。

については、平成27年度までとされている集中復興期間を延長し、復興が完了するまでの間、特例的な財政支援を継続するとともに、必要な復興財源を確保することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年10月8日

青 森 県 議 会

軽度外傷性脳損傷に係る周知及び適切な労災認定に向けた取り組みの 推進を求める意見書

(発議第3号・原案可決)

軽度外傷性脳損傷は、転倒や転落、交通事故、スポーツ外傷などにより、頭部に衝撃を受けた際に脳が損傷し、脳内の情報伝達を担う「軸索」と呼ばれる神経線維が断裂するなどして発症する疾病です。

その主な症状は、高次脳機能障害による記憶力・理解力・注意力の低下を始め、てんかんなどの意識障害、半身まひ、視野が狭くなる、匂いや味が分からなくなるなどの多発性脳神経まひ、尿失禁など、複雑かつ多様です。

しかしながら、軽度外傷性脳損傷は、受傷者本人から様々な自覚症状が示されているにもかかわらず、MRIなどの画像検査では異常が見つかりにくいいため、労働者災害補償保険（労災）や自動車損害賠償責任保険の補償対象にならないケースが多く、働くことができない場合には、経済的に追い込まれ、生活に窮することもあるのが現状です。さらに、本人や家族、周囲の人たちも、この疾病を知らないために誤解が生じ、職場や学校において理解されずに、悩み、苦しむ状況も見受けられます。

世界保健機関（WHO）においては、外傷性脳損傷の定義の明確化を図った上で、その予防措置の確立を提唱しており、我が国においてもその対策が求められるところです。

よって、国においては、以上の現状を踏まえ、以下の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望します。

記

- 1、軽度外傷性脳損傷（MTBI）について、国民をはじめ、教育機関等に対し、広く周知を図ること。
- 2、画像所見が認められない高次脳機能障害の労災認定に当たっては、厚生労働省に報告することとされているが、事例の集中的検討を進め、医学的知見に基づき、適切に認定が行われるよう、取り組みを進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年10月8日

青 森 県 議 会